

議 事 録

会議の名称	令和3年度 第1回茨木市人権尊重のまちづくり審議会
開催日時	令和3年7月8日（木）10時00分～11時00分
開催場所	茨木市立男女共生センターローズWAM 404・405
会長	今西 幸蔵
出席者	今西 幸蔵 熊本 理抄 尾山 洋恵 安田 美千代 三浦 欣子 入交 享子 井上 しょうじょ 大島 一夫 稲田 勲 岡村 美範 (10人)
欠席者	柴原 浩嗣 森 智子 橋長 克雅 (3人)
事務局職員	福岡市長 上田市民文化部長 松山市民文化部次長兼人権・男女共生課長 平野人権・男女共生課参事兼啓発係長 和田人権・男女共生課主幹兼豊川いのち・愛・ゆめセンター館長 藪内人権・男女共生課主幹兼沢良宜いのち・愛・ゆめセンター館長 奥田人権・男女共生課主幹兼総持寺いのち・愛・ゆめセンター館長 松澤人権・男女共生課人権係長 藏所人権・男女共生課人権係職員 (8人)
開催形態	公開（傍聴人1人）
議題（案件）	(1) 会長及び副会長の選出について (2) 審議会の公開について (3) スケジュールについて (4) 人権問題に関する市民意識調査について (5) その他
配布資料	(1) 市民意識調査及び第2次人権施策推進計画の見直しスケジュール（案）（資料1） (2) R3調査票構成案（資料2） (3) R3茨木市人権問題に関する市民意識調査ご協力のお願い（案）（資料3） (4) 人権問題に関する市民意識調査票（平成26年度）

- | | |
|--|---|
| | (5) 第2次茨木市人権施策推進基本方針
(6) 第2次茨木市人権施策推進計画
(7) 茨木市人権尊重のまちづくり条例（参考資料1）
(8) 茨木市人権尊重のまちづくり審議会規則（参考資料2） |
|--|---|

（順不同、敬称略）

発言者	内 容
事務局	<p data-bbox="357 293 552 338">1 開会</p> <p data-bbox="357 389 647 434">2 出席者紹介</p> <p data-bbox="389 488 708 533"><委員・事務局紹介></p> <p data-bbox="357 584 679 629">3 市長あいさつ</p>
福岡市長	<p data-bbox="389 680 580 725"><あいさつ></p> <p data-bbox="389 730 580 775"><市長退席></p>
事務局	<p data-bbox="357 824 1426 1008">では、これより第1回審議会に入らせていただく。参考資料2の人権尊重のまちづくり審議会規則第5条を見ていただくと、審議会は、会長のもとに開催され進行されることとなるが、本日は会長が決まるまで事務局が進行役を務めさせていただきます。</p>
事務局	<p data-bbox="357 1066 1426 1146"><茨木市人権尊重のまちづくり条例及び茨木市人権尊重のまちづくり審議会規則により審議会についての説明></p>
事務局	<p data-bbox="357 1205 1426 1339">本日の出席委員は全13人中の10人で、欠席委員は3人である。従って、茨木市人権尊重のまちづくり審議会規則第5条第2項の規定により会議は成立している。</p>
	<p data-bbox="357 1397 807 1442">4 会長及び副会長の選出</p>
事務局	<p data-bbox="357 1496 1426 1680">それでは、当審議会の会長と副会長の選出に移る。選出については、審議会規則第4条第1項により、委員の互選により、定めることとなっている。まず、会長の選出をお願いしたいが、いかが。</p>
A委員	<p data-bbox="357 1738 1426 1872">これから審議する案件のことを考えると、会長には学識経験者の方で、専門的な知識と経験を有していらっしゃる、今西委員に、引き続き、会長をお願いしてはいかがか。</p> <p data-bbox="357 1926 612 1971"><異議なしの声></p>
事務局	<p data-bbox="357 2024 1426 2056">「ご異議なし」とのことですので、審議会会長は、今西委員にお</p>

発言者	内 容
	願います。今西会長からごあいさついただきたい。
会長	<会長あいさつ>
事務局	これ以後、会議の進行につきましては、会長に願います。
会長	副会長の選任についてはいかがか。
A委員	副会長は会長の補佐役なので、選出につきましては会長に一任してはどうか。
会長	会長に一任するという意見に異議はないか。
	<異議なし>
会長	熊本委員に引き続き副会長をお願いする。 熊本副会長からごあいさついただきたい。
副会長	<副会長あいさつ>
会長	それでは、会議次第に沿って議事を進める。
5 審議会の公開について	
会長	次に議事進行に入らせていただく。 本審議会の公開についてお諮りしたいと思う。事務局から説明願う。
事務局	本審議会は人権尊重のまちづくり条例第5条第3項で原則として公開することとなっているが、審議会規則第5条第5項により、皆さまのご同意があれば非公開とすることができる。 審議会が公開される場合は、会議録についても、市のホームページへの掲載等により公表したいと考えている。 なお、会議録につきましては、要点筆記の形式で作成し、発言者の氏名表記につきましては、自由な議論を行っていただくため、省略とする。 また、会議録の公開は、事務局で作成した案を発言者にご確認いただいた上で、公表する。 審議会が公開されない場合は、会議録も公表しないものとする。 説明は、以上である。

発言者	内 容
会長	<p>ただ今、事務局から会議の公開についての説明があった。</p> <p>今後、特に非公開とすべき案件が発生した際には会議の非公開を決定することとして、それまでは原則に基づき会議を公開し、会議録については発言者の氏名は省略するというご異議はないか。</p> <p><異議なし></p>
会長	<p>今、私が申し上げたことについて異議がなかったので、そのようにさせていただきます。</p> <p>それでは、本審議会は公開で進行させていただきます。</p> <p>まず、会議の公開が決定したので、傍聴者がいたら入室していただく。</p>
事務局	<p>本日、傍聴者は1名いらっしゃる。</p> <p><傍聴者入室></p>
6 スケジュール	
7 人権問題に関する市民意識調査について	
会長	<p>それでは、議事を始めさせていただきます。</p> <p>次第6 「スケジュールについて」及び次第7 「令和3年度人権問題に関する市民意識調査について」、事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p><スケジュール・市民意識調査について説明></p>
会長	<p>ただ今、事務局から説明をいただいたが何か質問などはあるか。私が注目しているのは18歳以上ということだが、今年度の調査結果がどうなるか知りたい。それと、様々な意味で差別がいまだに解消されていない。例えばコロナの問題に関して、困っている方々、差別されている方々がいるが、もう少し広い意味で人権という観点を見ていかなければいけないのではないかということも思う。皆さんと一緒に案を出しあっていこうと思っている。</p>
B委員	<p>資料2の問18のところでも新型コロナウイルス感染症で継続となっているが、設問を見ると新設ではないかという気がする。</p>
事務局	<p>新規の設問である。修正する。</p>

発言者	内 容
副会長	回収方法に関して、前は紙媒体のみで、今回はインターネットでも回答できるようにしている。茨木市としてはそのように様々な調査で変更になってきているということでしょうか。若年層を中心に回収率をできるだけ上げようとしていることでしょうか。
事務局	茨木市全体としてもデジタル化を進めている。また、意識調査はどうしても年齢の高い方の回答率は高く、若い方の回答率は低いということで、若い方の意見がなかなか把握できていないということがあったので、今回の意識調査からはインターネットによりスマホ等でも回答できるという形にして、より回答しやすい方法にして、より多くの若い方に回答いただき、その層の意識を把握したいと考えている。
会長	紙とネットの両方でやるということなので、対象となった方には、回答し易い方を選んでもらうと良いかと思う。
B委員	設問で問2や問4だが、難しい、聞いたことがない、知らないということになると当然関心が全くないとなってしまいが、せつかくアンケートを取るのであれば、そこで終わらせるのではなく、アンケートを通じてそういうことも知ってもらうということも意味があるのではと思う。答えようと思えばすべて読まなければならないので、相当骨が折れると思う。個々の設問すべてに答えることは精神的に負担が大きい。問2は、ある程度知っていても、一つ一つ見ていくとここだけで回答に時間が結構かかる。
会長	ただ今の質問について、問2と問4のうちの特に問2ということで、この機会を通して啓発ということができたらいいなという委員の意見であった。その啓発方法について、例えば注釈を付けるとか、あると思うが事務局はいかがか。
事務局	ご指摘いただいたように、市民の方はすべての人権課題に興味があって、知っているかというところではない方もいらっしゃると思う。市としても、この言葉は大切ではないかというところは検討して、アンケート調査の対象となった方の啓発にもつながるようにしていきたいと考えている。一部のページや法律関係には注釈を付けているが、問2を含めその他も注釈が必要だということところは追記したいと思っている。
会長	ページが増える問題もあるかもしれないが、この機会にいろいろな問題があることをしっかりと共有する良い機会になると思うので、今のご意見は

発言者	内 容
事務局	<p>非常に大事だと思う。</p> <p>今のご意見に関連して、例えば問2だといわゆる人権課題と考えられる項目がすべて網羅されていると思う。これはすべて国レベルで考えると非常に重要なことだと思うが、今回のこの調査の目的が人権施策を市の計画に反映させるというところなので、少し語弊があるかもしれないが、茨木市で考えた場合、例えば6番のアイヌの人々であるとか、北朝鮮当局によって拉致された被害者、これは国レベルで非常に大切だと思うが、市の施策に反映させるためのアンケート調査としてこの項目を入れておくべきかどうかを非常に迷っている。例えば項目を整理するということがあったら、少し項目の数も減るので、読みやすいアンケートになるかと考えている。</p> <p>あと、問4だが啓発ということで、これについても法律名であるとか条例名とかを書かせていただいているが、法律や条例を知っているからどうこうということではなくて、本来であれば目的をしっかりと分かっておられるかどうかだとか、こういう方針で国や市が動いているということを知っていただくことが大切かと思うので、単にこの条例名とか法律名を聞くのもどうかというところで悩んでいるので、問2の件とあわせて何かご意見・ご提案があったら伺いたいと思う。</p>
会長	<p>皆さま方のご意見を伺いたいということなので、積極的にこういう記載はどうかと提案いただければありがたいと思うがどうか。確かに法律名だけ書いてもそれでいいという訳ではないので、これはどう踏み込んだらいいのか。</p>
C委員	<p>このアンケートは茨木市民に対して配る予定だと思うが、例えば日本語が読めない方が対象となった場合、どうなるのか。</p>
会長	<p>非常に重要な問題提起だと思うが、そういう方について、どう想定されているか。</p>
事務局	<p>ホームページ等でも外国語で市民意識調査について掲示するとともに、意識調査の案内の中で調査票は日本語表記で送っているのですが、わからない場合についてはご連絡いただくという形で、日本語の読めない方が対象となった場合は対応していきたいと考えている。</p>
D委員	<p>すごく文字が詰まっていて、漢字も多く読みづらい。日本語が分からない方ももちろんいらっしゃる。ただ、それ以前に漢字が読みづらいといった</p>

発言者	内 容
	<p>ような、見た感じで難しそうだし、ページ数もとても多くその辺が心配な点かと思う。どういった工夫ができるのかとも思うが、何かいい案があればと思う。</p>
<p>会長</p>	<p>漢字があって読みづらい、文字も詰まっているので見づらいというアンケートを出す前の大事な問題というところで工夫が必要である。</p>
<p>B委員</p>	<p>4ページの法律条例案の説明で、よほど専門的な方でなければ、ほとんどの方は2番か3番の選択肢になると思うので、例えば1番であれば、この法律の核になる「障害を理由とする差別の解消」という言葉であるとか、合理的配慮という言葉を知ったことがあるとか、法律そのものよりも、例えば市の広報とかお知らせ版で伝えている内容を設問とした方が意味があると思う。その法律や条例の核になっている言葉や背景を言葉として説明したほうが意味がある。知らないという結果になると、市として今後の施策につなげにくくなるので、もう少し工夫してみてもどうか。</p>
<p>会長</p>	<p>まず知ってもらうことが大事なことになるのでそこからである。そうすれば中身まで入っていけることになる。</p>
<p>事務局</p>	<p>問2で、人権課題や言葉をご存じかと聞いているので、もう少し問2と問4を整理して一つにまとめるのも、一つの方法かと思う。事務局としても考えたい。</p>
<p>E委員</p>	<p>私が学生にこういったことを聞く機会があって、やはり最初に難しいことばかりたくさん並ぶと、最後まで答える気力が続かない。まずは自分自身が小学校や中学校でどのようなことを学んだかを聞いてから、2ページの問2の項目について、法律関連のいろいろな言葉を聞いたことがあるかどうかといったことを聞いて、聞いたことがないと答えて、その中でも知りたいと思うことはあるかどうかと聞くと良いかと思う。みんなが知らなくても聞きたい、知らないことが非常に多いということはアンケートのあとに、それを配る。市だからそれを配りはしないが、ホームページ上で結果を考察したときに関心度は高かったなのでこの言葉や法律について解説をするなど、皆さんに知ってもらう機会を設けるとか、順番を少し変えたほうが答えやすいのではないかと思った。</p>
<p>会長</p>	<p>とても貴重な意見だと思うが、少し流れを変えるということで事務局どうか。</p>

発言者	内 容
事務局	なるべくたくさんのお意見をいただくことが意識調査では大事だと思うので、今いただいた意見を参考に調整し、流れについても見直していこうと思う。より良い、答えやすいような流れになるように検討したいと思う。
会長	最初が難しく途中でやめてしまうといったことがあると困るので、今おっしゃったことは個人の学習経験などを答えていく中でというご指摘だと思う。
F 委員	6 ページの「障害者の人権」の設問に関して、大きな括りとしては身体と知的と精神があり、状況によって取組が異なると感じているのだが、ひとくくりにするより分類した方が良いのではないか。また問2の4番は、「障害者」、同じく17番は「心の病」となっていて、分類について考え直す部分があるように感じた。
事務局	<p>人権に関する計画を作るときにアンケートをしているが、過去から障害者の方の領域を分けての質問はなかったかと思っている。ただ、やはり障害のある方への支援策、サービスの提供などを実施している福祉部局では、領域を分けてアンケートを取られているかと思う。問2の(4)で障害者という言葉があって、(17)で心の病があるが、言葉の使い方は整理をしていかなければいけないと思う。</p> <p>当日の資料配布となってしまう、ここでいきなり意見や質問をいただくということも難しい状況だと承知しているので、後ほど説明するが、意見をいただく期間を設けさせていただいて、その意見を反映させた上でもう一度見ていただくという流れを考えさせていただいているので、よろしく願います。</p>
会長	<p>事務局からの提案があったので、今日持ち帰り見ていただき、事務局に質問や提案をしてもらって改めて作り直していただく方向になるかと思う。日にちを決めていただいて、いつまでにとすることで、意見・質問等を事務局で取りまとめる方法でよろしく願いたいと思う。</p> <p>それではこの審議はこれで終わりとする。</p>
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">8 その他</div>	
会長	次に、その他について事務局から何かあるか。
事務局	(調査票の字体について、意見募集期間について説明)

発言者	内 容
会長	1週間後をめどに事務局に意見をいただければと思う。
事務局	(会議録の説明(各委員確認後、HP等で公開))
会長	質問だが、委員の氏名は出さないということで確認させていただいたと思うが、表記について例えばA委員とかC委員とか、そういう形なのか。
事務局	A委員、B委員、C委員ということで発言者が同じであれば同じにしてということとする。
会長	これをもって本日の議題はすべて終了したので閉会させていただく。
	<div data-bbox="355 819 488 864" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">閉会</div>